

## 大阪歯科大学学費等納付金規程(改正)

### 【現行】

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第38条に基づき、学費及び追再試験料に関し必要な事項を定める。

(学費の額)

第2条 学費の額は次の各号のとおりとする。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 歯学部                | 別表1-1、別表1-2              |
| (2) 医療保健学部             | 別表2-1、別表2-2              |
| <u>(3) 大学院歯学研究科</u>    | <u>別表3-1、別表3-2、別表3-3</u> |
| <u>(4) 大学院医療保健学研究科</u> | <u>別表4-1、別表4-2</u>       |
| <u>(5) 歯学部科目等履修生</u>   | <u>別表5</u>               |

(入学時の学費の納入方法)

第3条 歯学部の入学者選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額並びに、授業料、教育充実費及び施設維持費(以下「授業料等」という。)の年額の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。

ただし、2022年度私費外国人留学生については、授業料等に「学習及び生活指導費」を含むこととし、年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

2 医療保健学部の入学者選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額並びに、授業料及び実験・実習費(以下「授業料等」という。)の年額の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。

### 【改正】

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第38条に基づき、学費及び追再試験料に関し必要な事項を定める。

(学費の額)

第2条 学費の額は次の各号のとおりとする。

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 歯学部                | 別表1-1、別表1-2              |
| (2) 医療保健学部             | 別表2-1、別表2-2              |
| <u>(3) 看護学部</u>        | <u>別表3</u>               |
| <u>(4) 大学院歯学研究科</u>    | <u>別表4-1、別表4-2、別表4-3</u> |
| <u>(5) 大学院医療保健学研究科</u> | <u>別表5-1、別表5-2</u>       |
| <u>(6) 歯学部科目等履修生</u>   | <u>別表6</u>               |

(入学時の学費の納入方法)

第3条 歯学部の入学者選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額並びに、授業料、教育充実費及び施設維持費(以下「授業料等」という。)の年額の2分~~1~~の額を指定された方法により納入しなければならない。

ただし、2022年度私費外国人留学生については、授業料等に「学習及び生活指導費」を含むこととし、年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

2 医療保健学部の入学者選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額並びに、授業料及び実験・実習費(以下「授業料等」という。)の年額の2分~~1~~の額を指定された方法により納入しなければならない。

3 看護学部の入学者選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の

3 大学院歯学研究科の入学選抜に合格した者は指定された期日までに入学金及び施設費の全額並びに、授業料の年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

4 大学院医療保健学研究科の入学選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額及び授業料の年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

(各学期の学費の納入方法)

第4条 授業料等は、学費毎に定められた期日までに、年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

(高等教育の修学支援制度対象者に係る学費)

第4条の2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「就学支援法」という。)第8条に基づき、授業料及び入学金の減免対象者として認定された者に係る学費は、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条に基づき算出した額とする。

2 前項に係る学費の納入方法及び修学支援法に基づく授業料及び入学金の減免の手続きに関するその他必要な事項は別に定める。

(休学時の学費)

第5条 休学する者は、その学期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

(第6条～第7条 省略)

全額並びに、授業料、実習費及び教育充実費(以下「授業料等」という。)の年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

4 大学院歯学研究科の入学選抜に合格した者は指定された期日までに入学金及び施設費の全額並びに、授業料の年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

5 大学院医療保健学研究科の入学選抜に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額及び授業料の年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

(各学期の学費の納入方法)

第4条 授業料等は、学費毎に定められた期日までに、年額の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

(高等教育の修学支援制度対象者に係る学費)

第4条の2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「就学支援法」という。)第8条に基づき、授業料及び入学金の減免対象者として認定された者に係る学費は、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条に基づき算出した額とする。

2 前項に係る学費の納入方法及び修学支援法に基づく授業料及び入学金の減免の手続きに関するその他必要な事項は別に定める。

(休学時の学費)

第5条 休学する者は、歯学部においては、その学期の授業料及び教育充実費を、医療保健学部及び看護学部においては、その学期の授業料を納入しなければならない。

(第6条～第7条 省略)

(追再試験料の額)

第8条 歯学部の各授業科目の追再試験料、総括試験の追再試験料の額は、1科目につき5,000円とし、医療保健学部の各授業科目の追再試験料の額は、1科目につき3,000円とする。

2 歯学部の臨床実習前OSCE (Pre-CC OSCE)、臨床知識試験、臨床実習後臨床能力試験 (Post-CC PX) の一斉技能試験 (GSX)、学士試験1及び学士試験2の追再試験料の額、復活試験の試験料の額は、各6,000円とし、医療保健学部の学士試験の追再試験料・再々試験料は、5,000円とする。

(第9 省略)

附 則

(附則 1～10まで省略)

11 この規程は、2023(令和5)年7月27日から施行する。

(追再試験料の額)

第8条 歯学部の各授業科目の追再試験料、総括試験の追再試験料の額は、1科目につき5,000円とし、医療保健学部及び看護学部の各授業科目の追再試験料の額は、1科目につき3,000円とする。

2 歯学部の臨床実習前OSCE (Pre-CC OSCE)、臨床知識試験、臨床実習後臨床能力試験 (Post-CC PX) の一斉技能試験 (GSX)、学士試験1及び学士試験2の追再試験料の額、復活試験の試験料の額は、各6,000円とし、医療保健学部の学士試験の追再試験料・再々試験料は、5,000円とする。

(第9 省略)

附 則

(附則 1～10まで省略)

11 この規程は、2023(令和5)年7月27日から施行する。

12 この規程は、2023(令和5)年11月1日から施行する。

別表 1-1

歯 学 部

(1) 入学者

(別表 1-1 省略)

別表 1-2

(2) 私費外国人留学生 (2022年度入学者)

(別表 1-2 省略)

別表 2-1

医療保健学部

(1) 2021年度以前入学生

(別表 2-1 省略)

別表 1-1

歯 学 部

(1) 入学者

(別表 1-1 省略)

別表 1-2

(2) 私費外国人留学生 (2022年度入学者)

(別表 1-2 省略)

別表 2-1

医療保健学部

(1) 2021年度以前入学生

(別表 2-1 省略)

別表 2-2

別表 2-2

(1) 2022 年度以降入学生

(2) 2022 年度以降入学生

(別表 2-2 省略)

(別表 2-2 省略)

別表 3

看護学部

(1) 入学者

	<u>入学年度納付金額</u>		<u>2年次以降納付金額</u>	
	<u>前期</u>	<u>後期</u>	<u>前期</u>	<u>後期</u>
<u>入学金</u>	<u>260,000円</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
<u>授業料</u>	<u>550,000円</u>	<u>550,000円</u>	<u>550,000円</u>	<u>550,000円</u>
<u>実習費</u>	<u>150,000円</u>	<u>150,000円</u>	<u>150,000円</u>	<u>150,000円</u>
<u>教育充実費</u>	<u>120,000円</u>	<u>120,000円</u>	<u>180,000円</u>	<u>180,000円</u>

別表 3-1

別表 4-1

大学院歯学研究科

大学院歯学研究科

2021 年度以前入学生

2021 年度以前入学生

(別表 3-1 省略)

(別表 4-1 省略)

別表 3-2

別表 4-2

2022 年度及び 2023 年度入学生

2022 年度及び 2023 年度入学生

(別表 3-2 省略)

(別表 4-2 省略)

別表 3-3

別表 4-3

2024 年度以降入学生

2024 年度以降入学生

(別表 3-3 省略)

(別表 4-3 省略)

別表 4-1

別表 5-1

大学院医療保健学研究科

大学院医療保健学研究科

(1) 2021 年度以前入学生

(別表 4-1 省略)

別表 4-2

(1) 2022 年度以降入学生

(別表 4-2 省略)

科目等履修生

(別表 5 省略)

別表 5

(1) 2021 年度以前入学生

(別表 5-1 省略)

別表 5-2

(2) 2022 年度以降入学生

(別表 5-2 省略)

科目等履修生

(別表 6 省略)

別表 6